

大阪府は昨年12月27日、東日本大震災で発生した災害廃棄物を府域において処理する場合の指針を策定した。同指針は、府民の健康に影響がないことを前

提に、被災地における災害廃棄物の処理を支援することを目的としたもの。可燃性の災害廃棄物を対象にし、密閉式コンテナを用いて海上輸送することを示した。指針は「府域で災害廃棄物の処理を行うすべての者を対象とする」指針を改定していく。指針は「府域で災害廃棄物の処理を行うすべての者を対象とする」指針を改定していく。指針は「府域で災害廃棄物の処理を行うすべての者を対象とする」指針を改定していく。

大阪府 災害廃棄物で指針策定 密閉式コンテナ、海上輸送も

とした。災害廃棄物の本格的な処理をスタートする前に、受け入れる対象物が発生した被災地ごとに、試験的に処理して、各工程で放

射能等の安全性を確認したものや混合状態の廃棄物、津波によって発生した汚泥や土砂類、廃石綿等、PCB廃棄物、放射性廃棄物など、特別管理廃棄物や石綿含有廃棄物に該当する「特別管理廃棄物等」は対象とならない。ただし、被災地の事情により止むを得ない

の防止を徹底するため、密閉式のコンテナを用いる。大阪から遠隔地にあることから、輸送効率化を考えた原則、海上輸送とした。被災地からコンテナで運搬された災害廃棄物は、屋内選別施設で下ろされ、選別された後、焼却施設ごとに仕分けられる。